

# 一般社団法人 日本プール管理業協会

【発行】:

(事務局)〒114-0002 東京都北区王子3-19-7

Tel :03-3927-2311 / Fax:03-3911-1197

## 会報

No.2

平成25年5月1日号

## ◎警備業法に基づく法定教育の実施

一部会員企業により、プール監視員に対し、警備業教育を開始しました。



これまでも各会員企業では、プール監視員に対して、雇入れ時点における教育研修と定期的な教育並びに救助訓練を実施してきましたので、今後はこうしたノウハウを活用しながら、警備業法に則した教育を実施してまいります。

平成 25 年 3 月、警察庁より警備業界及びビルメン業界等にプール監視業務に従事する警備員の教育内容に関する解釈等が示されました。同時にプール監視業務について教育が必要であると考えられる内容について参考に実施されるよう項目が示されました。

### 【示された教育内容】

警備業法にかかる教育内容の内、業務別教育の「その他当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること。」としての具体的内容は以下の通り。

- ◆ プール施設の構造と日常の保守、点検等に関すること
- ◆ プール施設での安全管理体制の整備や事故防止対策に関すること
- ◆ プール施設での監視や緊急対処としての救助、救護に関すること
- ◆ プール施設での装備資機材の活用や利用者への情報提供に関すること
- ◆ その他緊急事態の対応に関すること

## 【教育資料】（参考）

教育については、テキストやスライド等の補助資料を活用して、教育効果があがるよう各社工夫して取り組んでおります。

プール監視のルール4.6

- ルール 1 「プールでは、浅いから溺れないという概念は捨てろ」
- ルール 2 「利用者の泳ぐ前の様子をよく観察せよ」
- ルール 3 「泳げる者が溺れた時ほど、重大な事故と判断せよ」
- ルール 4 「監視台(タワー)は司令塔となり、全体の状況をよく把握せよ」
- ルール 5 「ユニホームは救助できる服装を選べ」
- ルール 6 「監視に必要な資器材は有効に活用せよ」
- ルール 7 「監視は、ただ見ているのではなく事故を予測し予防せよ」
- ルール 8 「パドルは機動力を生かし、注意の際は近寄って声をかけよ」
- ルール 9 「任された監視エリアは、全力で守れ」
- ルール 10 「監視中、交代する場合は絶対にプールから目を離すな」
- ルール 11 「浮き具の利用者こそ、危険性が高いことを認識せよ」
- ルール 12 「ハンドシグナルで監視員同士のコミュニケーションをとれ」
- ルール 13 「待機者は、異常を察知したら、すぐ行動せよ」
- ルール 14 「救助する場合は、二次事故を起こしてはならない」
- ルール 15 「救助の際は1人でも多く協力者を得よ」
- ルール 16 「溺者は暴れているとは限らない、静かに溺れる者こそ早く救助せよ」
- ルール 17 「溺者を素早く救助するために、泳いで接近する距離を最短にせよ」
- ルール 18 「溺者を確保する時は安定した姿勢で、かつ直ぐに呼吸を確保せよ」
- ルール 19 「飛び込み後、直ぐに浮かんで動かない溺者は、波を立てずに救助せよ」
- ルール 20 「休憩時間や遊泳終了で利用者が全員退水したら、必ず水底確認せよ」
- ルール 21 「休憩時には、注意事項を放送せよ」
- ルール 22 「自分自身が傷病者とならない様、健康管理せよ」
- ルール 23 「応急手当の目的は、治療ではなく悪化の防止であることを理解せよ」
- ルール 24 「鼻出血では、寝かせたり水で洗ったりしない」
- ルール 25 「傷の手当など傷病者が出血している時は感染防止を考えよ」
- ルール 26 「緊急性は意識の状態を判断せよ」
- ルール 27 「意識が無くなったら直ぐに気道を確保せよ」
- ルール 28 「心肺蘇生法を習得せよ」
- ルール 29 「大量出血が発生したら、清潔なガーゼや布で強く圧迫せよ」
- ルール 30 「ピンク色の鼻出血は重症と判断し、直ぐに救急車を呼べ」
- ルール 31 「緊急時以外の運搬は、必要な資器材や人員が集まってから開始せよ」
- ルール 32 「呼吸がある意識不明者は横向きに体位で救急車を待て」
- ルール 33 「保温は床からの冷えを遮断せよ」
- ルール 34 「挨拶は自分から積極的に行なえ」
- ルール 35 「クレームは利用者の要望であり、貴重な情報源と認識せよ」
- ルール 36 「利用者が望むことを考えよ」
- ルール 37 「相手の言い分を最後まで聞き、訴えている内容を理解せよ」
- ルール 38 「その場しのぎの嘘はつかない」
- ルール 39 「利用者に注意する時は、脱帽・一礼・クッション用語でアプローチせよ」
- ルール 40 「施設の不備は、事前にチェックして事故を防止せよ」
- ルール 41 「清掃は事故防止の一つと考えよ」
- ルール 42 「営業前清掃は、プール内及びプールサイドを中心に清掃せよ」
- ルール 43 「見えない場所は定期的な巡回点検を実施せよ」
- ルール 44 「営業後清掃は、更衣室などを中心に、その日の汚れは全て除去せよ」
- ルール 45 「水質検査は一定時間毎に実施し、日報などに記録せよ」
- ルール 46 「施設の不備や故障箇所を発見したら、必ず責任者へ報告せよ」

